

岐阜県有機農業推進計画

平成27年3月30日

1 計画策定の背景

農業は、食料を安定的に生産・供給するという基本的な役割に加え、国土の保全や水源のかん養、自然環境保全、美しい景観形成などの多面的な機能を有している。

一方で、過去には生産性を過度に追求したあまり、農業資材の不適切な使用により地下水汚染や河川・湖沼の富栄養化などの環境汚染を引き起こす事例もあり、農業の多面的機能を発揮するためには、環境と調和した農業生産の取り組みが必要である。

このため、岐阜県では、平成7年3月に策定した「ぎふクリーン農業基本方針」において有機農業を環境保全型農業の一形態として位置付け、化学合成農薬や化学肥料を削減した農業の普及・定着を目指すとともに、平成22年3月には有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下、「有機農業推進法」という。）に基づき「岐阜県有機農業推進計画」を策定して、有機農業の推進を図ってきた。

また、本県は、平成12年から農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の登録認定機関業務を実施してきたが、認定機関に関するISO基準が改正され、認定事業者に対する相談・助言業務が同時に実施できなくなったため、平成26年12月に登録認定機関業務を廃止し、有機農業の生産振興を図るための相談・助言業務を優先することとした。

一方、国においては、平成26年4月に有機農業推進法に基づく新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という）を策定・公表し、緩やかに増加傾向にある有機農業の取組をさらに拡大させることを目標に掲げている。

こうした状況を踏まえ、本県における有機農業の一層の推進を図るため、有機農業推進法及び基本方針に基づき、有機農業推進施策を総合的に講じるための新たな「岐阜県有機農業推進計画」を策定する。

2 計画期間

計画の期間は、平成27年度から概ね5年間とする。

なお、情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて推進計画の見直しを実施する。

3 有機農業の定義

この推進計画において「有機農業」とは、有機農業推進法第2条に規定する、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とする。

I 現状と課題

1 本県における有機農業の現状

JAS法に基づく有機農産物の認定事業者は、平成25年度末時点で16件となっており、近年横ばいの状況が続いている。本県の有機JASほ場面積は22.5haで、耕地面積に占める割合は0.04%である。

ぎふクリーン農業表示要綱（平成11年10月1日岐阜県農政部長通知）に基づく登録者のうち、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない農業者は、平成25年度末時点で49名となっている。

本県で把握している有機農業取組農家数は、栽培内容が県又は第三者機関で確認されている、有機JAS認定事業者及びぎふクリーン農業の化学肥料・農薬不使用登録者の数の合計であり、平成25年度末時点で65戸と伸び悩んでいる。

表 岐阜県の有機農業取組農家数

年 度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
有機JAS認定	15	16	15	17	16
ぎふクリーン農業 化学肥料・農薬不使用	48	49	55	48	49
合計	63	65	70	65	65

また、県内の一部地域では、有機農業者がネットワークを形成し、情報交換による栽培技術の研鑽や消費者との交流活動による販路の確保、新規就農希望者への研修と地域での就農支援により、有機農業者が増加している事例もある。

2 これまでの取組と課題

(1) これまでの取組

- ① 県試験研究機関において有機農業に関する課題を設定し、化学合成農薬を使用しない病害虫・雑草防除技術の開発を行うとともに、県内の有機農業者の実践事例を収集して県ホームページで公開した。
- ② 県農林事務所において有機農業の担当者を設置し、推進体制を整備するとともに、「有機農業を考える会」を毎年度開催して有機農業者間の連携を促進したり、流通・販売関係者を招いて意見交換を行った。
- ③ 有機農業の新規就農希望者に対して先進的な有機農業者と連携して研修を行うとともに、県ホームページで有機農業を含む研修生の受入れ情報を提供した。
- ④ 県農業フェスティバルで有機農産物を含むぎふクリーン農産物PR・販売コーナーを設置するとともに、消費者交流バスツアーを開催して消費者の理解促進を図った。

(2) 生産面の課題

有機農業に関する栽培技術については、個々の農業者によって様々な技術が展開され、県も技術開発や事例収集に取組んできたものの、体系的な技術の確立には至

っていない。

また、有機農業者間のつながりが少なく、生産が個々の農業者で行われている状況では、栽培技術や支援施策等の有機農業経営に関する情報が得づらいため、県は推進体制の整備や有機農業者間の連携促進に取り組んできたが、一部地域を除いて多くの地域では依然として有機農業者のネットワークづくりが進んでいない。

さらに、地域ネットワークづくりを進めるには、有機農業者の数が不足している。

(3) 流通販売・消費面の課題

国内の有機農産物生産量は増加傾向にあり、消費者の有機農産物に対する潜在需要は依然として高いものの、販売価格については生産者と消費者の意識の乖離は大きい。

また、有機農業は地域でまとまった取組が少なく、個々の有機農業者の生産量、生産品目、出荷時期等は限られたものなので、流通・販売業者等実需者のニーズに応えることができずに安定的な販路の確保が困難な場合がある。

II 有機農業推進の基本方向

有機農業の普及拡大を図るためには、農業者が有機農業により経営を安定して展開できる生産、販売環境を整備することが必要である。

このため、県は、以下の事項を推進目標とし、有機農業推進を図る。

<推進目標>

(1) 本県に適した有機栽培技術の確立・普及

安定的な品質・収量を確保できる有機栽培技術について情報収集を行い、本県の気候・土壌条件に適した有機栽培技術の確立及び普及を目指す。

(2) 有機農業取組農家数の増加

各種支援施策を活用して有機農業の新規就農者を増加させるとともに、地域・県有機農業者ネットワークと連携して新規就農者の経営を安定化させて定着できる支援体制を整備する。

(3) 有機農業に対する消費者の理解促進

有機農業は化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業であることを知る消費者の増加を目指す。

III 有機農業の推進施策等に関する事項

県は、有機農業に関する生産、消費両面にわたる以下の施策等を、有機農業者、関係団体等と連携しながら総合的に展開する。

1 有機農業に関する技術の研究と普及

(1) 有機栽培体系の体系確立につながる代替技術の研究開発に努めるとともに、各地域で実践されている有機農業実践技術の情報収集、体系化に努める。

- (2) 有機農業に関する試験研究の成果や国が作成した標準栽培技術指導書、県内の実践事例等を基に、本県の気候・土壌条件に適した栽培技術を実証した後、その成果の普及に努める。
- (3) 国が行う研修などを活用して有機農業に対する専門的知識・技能を有する普及指導員の養成に努める。

2 有機農業者等の支援

(1) 有機農業の取組に対する支援

- ① 有機農業技術の導入のため必要となる機械・施設整備に対し、「元気な農業産地構造改革支援事業」をはじめとする各種補助事業や、農業改良資金などの融資制度により支援に努める。
- ② 有機農業を核とした地域振興計画を策定し、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得、消費者に対する普及啓発等に取り組む地域に対する支援に努める。
- ③ 地域でまとまりをもった有機農業取組の拡大を図るため、「環境保全型農業直接支援対策」を活用した取組の支援に努める。
- ④ JAS法に基づく有機農産物の認定取得やぎふクリーン農業表示要綱に基づく生産登録を目指す農業者に対して助言、相談業務を実施し、有機農産物及びぎふクリーン農業表示の支援に努める。

また、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）や持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく各種表示制度の活用支援に努める。

(2) 新たに有機農業を行おうとする者への支援

- ① 新たに有機農業を行おうとする就農希望者が円滑に就農できるよう、JA、市町村、生産者組織、県農林事務所等で構成される地域就農支援協議会において相談から就農まで一貫して支援できる体制整備に努める。
- ② 県農業大学校において、有機農業に関する講義等の実施に努める。
- ③ 先進的な有機農業者と連携した就農研修支援体制の整備に努める。
- ④ 研修終了後の就農希望者に対して、関係団体と連携して青年等就農計画の策定や、人・農地プランの担い手への位置付けがなされるよう支援に努める。

(3) 生産者間の交流促進

- ① 各地域の状況に応じて、市町村等単位の地域に密着した有機農業者のネットワークづくりの推進に努める。
- ② 県有機農業者ネットワークにおいて栽培技術等の情報交換や連携したPR活動、消費者との交流等が推進されるよう、活動の支援に努める。

3 有機農業に対する流通・販売業者や消費者の理解の促進

- (1) 有機農業者、流通・販売業者との情報交換会の開催やインターネットを活用した啓発資料の情報発信、各種イベントを活用した有機農業のPR、販売先の情報提供等により、流通・販売業者や消費者への有機農業に対する理解の促進や販売体制の強化につながる取組の推進に努める。
- (2) 食育や体験学習、都市農村交流活動を推進し、消費者や児童、生徒に対して、有機農業の環境への負荷低減の効果について理解を深める取組の推進に努める。

4 有機農業の推進体制の整備

(1) 県における推進体制の整備

有機農業者、流通・販売業者、消費者、行政組織及び関係団体等の連携を確保する体制の整備に努める。

また、県農産園芸課及び農林事務所において有機農業取組の支援を行える体制を整備する。

(2) 市町村における推進体制の整備

市町村においても、国基本方針に基づき、有機農業の推進を目的とする推進体制が整備されるよう働きかける。

また、市町村に対し有機農業の推進に関する施策等についての情報提供を行い、情報の共有化を図る。

5 有機農業者等の意見等の施策への反映

有機農業者や消費者の意見把握に積極的に努めるとともに、生産、流通、販売及び消費動向等に関する調査を必要に応じ実施し、これらを施策に反映させるよう努める。